

伊勢市公報

第375号
 令和3年6月21日
 月曜日

目次

	頁
規 則	
○ 伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則	2
告 示	
○ 令和3年度国民健康保険料率について	4
○ 収納の事務の委託について	8
○ 指定代理納付者の指定について	9
○ 道路の区域の決定について	10
○ 地縁団体の認可について	11
○ 市議会定例会の招集について	13
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	14
選挙管理委員会告示	
○ 選挙権を有する者の総数の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数について	15
農業委員会告示	
○ 農業委員会総会の招集について	16
上下水道事業告示	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定の更新について	17
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	18
公 告	
○ 農用地利用集積計画について	19
○ 伊勢市農業振興地域整備計画の変更について	20
○ まちづくり協議会の公告事項の変更について	22
○ パブリックコメントの結果公表について	23

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月4日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 34 号

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第 2 項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第 2 項の規則で定める日を定める規則（令和 2 年伊勢市規則第 40 号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和 3 年 6 月 30 日」を「令和 3 年 9 月 30 日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市告示第113号

令和3年度分国民健康保険料について、伊勢市国民健康保険条例（平成17年伊勢市条例第101号）第14条第1項、第18条の5第1項及び第18条の14第1項の保険料率並びに第22条第1項各号、同条第3項及び同条第4項において準用する同条第1項各号に定める額を、次のとおり決定しましたので、同条例第14条第3項（第22条第2項において準用する場合を含む。）、第18条の5第3項（第22条第3項において準用する場合を含む。）及び第18条の14第3項（第22条第4項において準用する場合を含む。）の規定により告示します。

令和3年6月1日

伊勢市長 鈴木 健一

1 国民健康保険条例第14条第1項の保険料率

- | | |
|-------------|--------------------|
| (1) 所得割 | $\frac{6.78}{100}$ |
| (2) 被保険者均等割 | 22,400円 |
| (3) 世帯別平等割 | |
| 特定世帯以外の世帯 | 15,600円 |
| 特定世帯 | 7,800円 |
| 特定継続世帯 | 11,700円 |

2 国民健康保険条例第18条の5第1項の保険料率

- | | |
|-------------|--------------------|
| (1) 所得割 | $\frac{2.99}{100}$ |
| (2) 被保険者均等割 | 9,400円 |
| (3) 世帯別平等割 | |

特定世帯以外の世帯	6,600円
特定世帯	3,300円
特定継続世帯	4,950円

3 国民健康保険条例第18条の14第1項の保険料率

(1) 所得割	$\frac{2.47}{100}$
(2) 被保険者均等割	9,300円
(3) 世帯別平等割	4,900円

4 国民健康保険条例第22条第1項第1号ア及びイの額

ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額	15,680円
イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額	
特定世帯以外の世帯	10,920円
特定世帯	5,460円
特定継続世帯	8,190円

5 国民健康保険条例第22条第1項第2号ア及びイの額

ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額	11,200円
イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額	
特定世帯以外の世帯	7,800円
特定世帯	3,900円
特定継続世帯	5,850円

6 国民健康保険条例第22条第1項第3号ア及びイの額

ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額	4,480円
イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額	
特定世帯以外の世帯	3,120円
特定世帯	1,560円
特定継続世帯	2,340円

7 国民健康保険条例第22条第3項において準用する同条第1項第1号ア

及びイの額

ア	被保険者均等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額	6,580円
イ	世帯別平等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額	
	特定世帯以外の世帯	4,620円
	特定世帯	2,310円
	特定継続世帯	3,465円

8 国民健康保険条例第22条第3項において準用する同条第1項第2号ア

及びイの額

ア	被保険者均等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額	4,700円
イ	世帯別平等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額	
	特定世帯以外の世帯	3,300円
	特定世帯	1,650円
	特定継続世帯	2,475円

9 国民健康保険条例第22条第3項において準用する同条第1項第3号ア

及びイの額

ア	被保険者均等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額	1,880円
イ	世帯別平等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額	
	特定世帯以外の世帯	1,320円
	特定世帯	660円
	特定継続世帯	990円

10 国民健康保険条例第22条第4項において準用する同条第1項第1号ア

及びイの額

ア	被保険者均等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額	6,510円
イ	世帯別平等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額	3,430円

11 国民健康保険条例第22条第4項において準用する同条第1項第2号ア

及びイの額

ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額 4,650円

イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額 2,450円

12 国民健康保険条例第22条第4項において準用する同条第1項第3号ア

及びイの額

ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額 1,860円

イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額 980円

伊勢市告示第 114 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、伊勢市ふるさと応援寄附金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 3 年 6 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納の事務の委託を受けた者

東京都渋谷区南平台町 5 番 6 号

東急株式会社

2 委託期間

令和 3 年 6 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 115 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 第 6 項の規定により次のおり伊勢市ふるさと応援寄附金の指定代理納付者を指定したので、伊勢市会計規則（平成 17 年伊勢市規則第 42 号）第 21 条の 3 第 2 項の規定により告示します。

令和 3 年 6 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 指定代理納付者の指定を受けた者

東京都渋谷区恵比寿南 3 丁目 5 番 7 号 デジタルゲートビル 10 階
株式会社 D G フィナンシャルテクノロジー

2 指定代理納付者に代理納付させる期間

令和 3 年 6 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 116 号

道路の区域の決定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を決定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 3 年 6 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市道	中村楠部 17-1 号線	9.8~170.0	171.0

伊勢市告示第 117 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づく地縁による団体を次のとおり認可しましたので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 3 年 6 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 名称

中長屋自治会

2 規約に定める目的

本会は、下記に掲げるような地域的な共同作業を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 広報、回覧板の回付等、区域内の会員相互の連絡と親睦
- (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備
- (3) 公民館等、施設の維持管理
- (4) その他、目的を達成するために必要な事項に関すること

3 区域

本会の区域は、伊勢市御菌町長屋 386 番地から 400 番地 6 まで、407 番地から 409 番地 9 まで、445 番地から 446 番地 3 まで、1071 番地から 1074 番地 20 まで、1082 番地 2、1213 番地から 1218 番地 4 まで及び 2244 番地 2 から 2246 番地までの区域とする。

4 主たる事務所

本会の事務所は、伊勢市御菌町長屋 1074 番地 1 に置く。

5 代表者の氏名及び住所

西 晃 由

伊勢市御菌町長屋 1213 番地 27

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任
の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

(1) 地方自治法第 260 条の 20

(2) 総会員の 4 分の 3 以上の承認による総会の議決

9 認可年月日

令和 3 年 6 月 2 日

伊勢市告示第 118 号

伊勢市議会定例会を次のとおり招集します。

令和 3 年 6 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 令和 3 年 6 月 21 日（月） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場

伊勢市教育委員会告示第7号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

令和3年6月9日

伊勢市教育委員会

教育長 北 村 陽

記

- 1 日 時 令和3年6月15日（火）午後7時00分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）3階 大研修室
- 3 会議に付する事件
議案第41号 令和3年度「教育に関する事務の管理及び執行状況の
点検・評価」報告書について
議案第42号 図書館協議会委員の任命について

伊勢市選挙管理委員会告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

令和3年6月1日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜田 節夫

記

- 1 地方自治法第74条第1項及び同法第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

2,110人

- 2 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び同法第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

17,581人

- 3 地方自治法第76条第1項、同法第80条第1項、同法第81条第1項及び同法第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

35,162人

(参考) 永久選挙人名簿登録者総数 105,486人

伊勢市農業委員会告示第7号

伊勢市農業委員会第186回総会を次のとおり招集します。

令和3年6月9日

伊勢市農業委員会
会長 森川 正弘

- 1 招集の日時 令和3年6月15日（火）午後2時
- 2 招集の場所 伊勢市立御園公民館 講堂
- 3 付議すべき事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 非農地証明願について
 - 議案第4号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）

伊勢市上下水道事業告示第 11 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 6 条の 2 の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定の更新をしましたので、告示します。

令和 3 年 6 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所在地	指定年月日	指定有効期限
136	吉田産業 株式会社	度会郡玉城町 長更 390 番地	令和 3 年 5 月 31 日	令和 8 年 9 月 29 日
150	株式会社 せこ住研	度会郡玉城町 蚊野 2633 番地	令和 3 年 5 月 31 日	令和 8 年 9 月 29 日
154	有限会社 ヤマカ建設	伊勢市二見町 茶屋 52 番地 1	令和 3 年 5 月 31 日	令和 8 年 9 月 29 日
163	永井設備	度会郡玉城町 妙法寺 613 番 地 6	令和 3 年 5 月 31 日	令和 8 年 9 月 29 日
167	有限会社 村田水道工 業所	松阪市豊原町 552 番地 2	令和 3 年 5 月 31 日	令和 8 年 9 月 29 日

伊勢市上下水道事業告示第 12 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、令和 3 年 6 月 16 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

令和 3 年 6 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日
令和 3 年 7 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域
常磐 2 丁目、黒瀬町、通町の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 伊勢市大湊町 1126 番地
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

伊勢市公告第 32 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

令和 3 年 6 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 33 号

伊勢市農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 4 項において準用する同法第 11 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更しようとする理由を記載した書面を次により縦覧に供します。

本市に住所を有する者は、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し意見があるときは、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができます。当該農業振興地域整備計画を変更したときは、提出された意見書の要旨及び処理の結果を併せて公告します。

当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に市にこれを申し出ることができます。

令和 3 年 6 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 縦覧期間

自 令和 3 年 6 月 4 日

至 令和 3 年 7 月 5 日

2 伊勢市農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所、意見書の提出先及び異議の申出先

伊勢市産業観光部 農林水産課

郵送 〒516-8601

伊勢市岩淵 1 丁目 7 番 29 号 伊勢市役所 農林水産課

T E L 0596-21-5645

F A X 0596-21-5651

電子メール nourin@city.ise.mie.jp

3 意見書の提出方法、提出に当たっての留意事項

意見書は、意見の要旨並びに住所、氏名及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を明記の上、提出先に直接持参するか、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

4 異議の申出方法、申出に当たっての留意事項

申出書は、住所、氏名及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を明記の上、上記申出先に直接持参するか、郵送により提出してください。

伊勢市公告第 34 号

伊勢市ふるさと未来づくり条例（平成 26 年伊勢市条例第 38 号）第 9 条第 1 項の規定により、神社地区まちづくり協議会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 2 項の規定により公告します。

令和 3 年 6 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名

変更前 神 生 修

変更後 西 高 秋

伊勢市公告第 35 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり伊勢市再犯防止推進計画（案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

令和 3 年 6 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 案の題名
伊勢市再犯防止推進計画（案）
- 2 案の公告日
令和 3 年 2 月 12 日
- 3 提出された意見
なし
- 4 提出された意見に対する市の考え方
なし
- 5 案の修正内容
なし